



母子家庭の母親の 自立と就業を支援します

母子家庭の母親の自立と就業を支援するため、資格取得に必要な費用や生活費を助成します。助成を受けようと思われる方は事前にご相談ください。

■自立支援教育訓練給付金

就職に必要な職業資格を取得するため、教育訓練講座を受講する場合に費用の一部を助成します。

- 対象 市内在住の母子家庭の母親で、雇用保険の教育訓練給付を受けられない人
- 対象講座 雇用保険の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- 支給額 対象講座の入学金および受講料の20%相当額(4千円を超え10万円限度)

■高等技能訓練促進費

看護師(准看護師)等の資格を取得するため、養成機関に修業する場合に生活費の一部等を助成します。

- 対象 市内在住の母子家庭の母親で、養成機関において、2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- 対象資格 看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士
- 支給額 月額103,000円
(市県民税課税世帯は51,500円)
- 支給期間 修業期間の残り2分の1に相当する期間で18か月を上限
- 入学支援修了一時金 修業期間修了後に一時金50,000円
(市県民税課税世帯は25,000円)



くらし のQ&A

市政に対するご質問などを郵便、FAX、E-mailで受け付けています。また、市内各公民館などに「提言箱」を設置していますので、そちらもご利用ください。なお、直接回答が必要な場合は、住所、氏名、連絡先を必ず明記してください。

■申込先 〒756-8601 山陽小野田市役所 広報広聴課

FAX: 83-9336 E-mail: mail@city.sanyo-onoda.lg.jp

質問 「国民年金保険料の免除について」

自営業者です。国民年金に加入し、これまで毎月保険料を納めてきましたが、近年収入が減少し、保険料の支払いが難しい状況です。友人から国民年金には保険料の納付を免除される制度があると聞いたのですが、詳しく教えてください。(45歳 男性)

お答えします

担当課 国保年金課 (☎ 82-1178)

国内に住んでいる20歳から60歳までの自営業者など(第1号被保険者)は、国民年金保険料を自分で納めなければなりません。しかし、経済的な事情により保険料の納付が困難な場合、**所得に応じて納付義務を免除する制度**があります。この制度を利用した場合、将来の年金受給額は免除割合に応じて減額されますが、過去10年以内であれば、免除分をさかのぼって納付することができ、通常納付の場合の受給額に近づけることができます。また、免除を受けた期間は遺族基礎年金や障害基礎年金の受給対象となるほか、老齢基礎年金の受給資格期間となります。

ご存じですか? 保険料の免除制度



■ 免除区分ごとの保険料

	全額免除	3/4免除	1/2免除	1/4免除
月額保険料	0円	3,670円	7,330円	11,000円

※通常の月額保険料は、14,660円(平成21年度)です。

■ 免除には所得基準があります

免除の区分ごとに所得基準があります。申請者ご本人のほか、**配偶者・世帯主の方の所得**も所得基準の範囲内であることが必要です。(ただし、退職した人を対象とした「退職特例」を利用した場合、ご本人の所得は除外して審査します。)

■ 手続きについて

年金手帳と印判を持参し、**住民登録をしている市町村役場**の国民年金担当窓口で申請してください。

※「退職特例」を利用される場合は、退職したことを確認できる書類として、**雇用保険受給資格者証または離職票等の写し**をお持ちください。

■ そのほか、保険料の納付を猶予する制度として、**30歳未満の人を対象とした「若年者納付猶予制度」**、**学生を対象とした「学生納付特例制度」**があります。詳しくは**宇部社会保険事務所(☎ 33-7115)**へお問い合わせください。